

平成 22 年 8 月 4 日  
生活環境部産業廃棄物課

### 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物収集運搬業許可の取消しを行いました。

### 記

#### 1 被処分者

- (1) 氏名 株式会社都市環境リーディング 代表取締役 本多利美
- (2) 住所 群馬県伊勢崎市鹿島町 4 4 0 番地 1

#### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

#### 3 違反事実の概要

株式会社都市環境リーディングは、その役員が法に違反し平成 22 年 6 月 26 日に罰金刑が確定したことにより、平成 22 年 7 月 15 日に前橋市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。

このことにより、株式会社都市環境リーディングは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する法第 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ。許可取消してから 5 年を経過しない者）に該当するため、取消処分を行ったもの。

#### 4 処分年月日

平成 22 年 7 月 27 日